

洲本市子育て短期支援事業 受託者募集要領

1. 事業の趣旨・目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に事業の遂行を行うことができる施設等（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことで、児童虐待の防止、早期発見、及び家庭養育の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業であり、主に夜間や最大7日間の宿泊を伴う預かりを実施するもの。

2. 公募の趣旨

本事業の実施には「子どもの預かりを安全・適切に行える能力」及び「安定的・効率的な事業実施を行える能力」が必要です。そのため、本事業を行う資質、能力を有する適切な施設等を募集します。

3. 事業概要

洲本市子育て短期支援事業として次の2事業を行います。

(1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

ア 概要

保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、実施施設等において、養育・保護を行うもの。

イ 対象者

次に掲げる事由に該当する家庭の高校生年代までの児童（0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）とする。

- ① 児童の保護者の疾病
- ② 育児疲れ、慢性疾患児の看護疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ⑤ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- ⑥ レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると市町村が認めた場合
- ⑦ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護を必要とする場合

ウ 利用の期間

原則として、1人あたり1回につき7日以内とする。

(2) 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

ア 概要

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、当該児童を実施施設において保護し、生徒指導、食事の提供等を行うものとする。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、必要な支援を実施する。

イ 対象者

保護者の仕事等の事由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の高校生年代までの児童（0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）とする。

ウ 利用区分

- | | | |
|---------|----|----------------|
| ① 基本分 | 平日 | 午後5時から午後10時まで |
| ② 宿泊分 | 平日 | 午後10時から翌午前9時まで |
| ③ 休日預かり | 休日 | 午前9時から午後5時まで |

4. 実施施設等の要件

以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設など）

イ 里親、または適切な養育体制が確保できると認められる民間施設

5. 運営基準・体制

人員配置：児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録・配置すること。

安全管理：児童の安全確保（事故防止、送迎時の安全管理）に十分配慮すること。

関係機関との連携：市、児童相談所、学校などと厳密な連携を図り、必要に応じて親子関係の改善調整を行うこと。

6. 委託料および利用者負担金

(1) 委託料：こども家庭庁の定める国庫補助基準額に基づき、市が別表に定める単価を支払う。

(2) 利用者負担金：保護者の所得区分等に応じて決定された利用料を市長に納付する。

7. 実施施設の選定方法

提出された書類に基づき、安全適切に運営可能な受託施設を審査のうえ決定し、子育て家庭短期支援事業実施施設承認（不承認）通知書（様式第2号）により、施設の長

に通知する。

- (1) 子育て短期支援事業受託申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（施設概要、運営体制等）
 - (3) 収支予算書
 - (4) 法人の場合、法人の登記事項証明書、定款、納税証明書
 - (5) 施設の平面図、損害賠償保険加入を証する書類
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書
- ・提出部数 1部
 - ・提出方法 持参又は郵送

〈提出先/お問い合わせ先〉

洲本市健康福祉部子ども子育て課子ども支援係（こども家庭センター）

住所：〒656-8686 洲本市本町三丁目4-10

TEL:0799-22-1333

E-mail:kodomo@city.sumoto.lg.jp

別表

1) ショートステイ事業

養育・保護に要する費用		1人1日につき			
		2歳未満の児童	2歳以上の児童	緊急一時保護の親子等	付き添い費用
事業費単価		10,700円	5,540円	1,500円	2,000円
利用者負担	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	300円
	その他の世帯	5,350円	2,770円	750円	1,000円

2) トワイライトステイ事業

養育・保護に要する費用		1人1回につき			
		夜間預かり分		休日預かり分	付き添い費用
事業費単価		基本分	宿泊分	2,510円	2,000円
		1,360円	1,360円		
利用者負担	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	400円	400円	450円	300円
	その他の世帯	950円	950円	1,800円	1,000円

様式第1号

年 月 日

洲本市長

施設住所

施設名

代表者名

洲本市子育て短期支援事業実施施設等申請書

洲本市子育て短期支援事業実施要領の規定にもとづき、次のとおり申請します。

施設種別 <small>※里親は記入不要</small>			施設名 <small>※里親は記入不要</small>					
施設の所在地								
職員の状況 <small>※里親は記入不要</small>	総数	人		うち児童指導員・ 保育士等直接処遇 職員	人			
	現員	人						
	定員	人						
居室の状況 <small>※里親は記入不要</small>	人部屋		人部屋		人部屋		入居可能 人数計	
	部屋		部屋		部屋		人	
児童の受入	総数	2歳以下 乳幼児	2歳以上 幼児	小学生	中学生	高校生		
□ショートステイ 受入可能人数	男	人	男	人	男	人	男	人
	女	人	女	人	女	人	女	人
□トワイライト受 入可能人数	男	人	男	人	男	人	男	人
	女	人	女	人	女	人	女	人
緊急一時避難 親子入所の受入	不可 ・ 可 【母・父・子（人）】							
付添等支援の対応	不可 ・ 状況により可 ・ 可							

※実施可能な事業には□に☑をいれてください。

※緊急一時避難親子入所の受入可の場合は、【 】の中も記入ください。

第 号
年 月 日

様

洲本市長



子育て家庭短期支援事業実施施設承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった実施施設指定について、下記のとおり決定したので、洲本市子育て短期支援事業実施要領の規定により通知します。

記

決定事項	承認	不承認
施設種別		
施設名		
不承認の理由		

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、洲本市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、洲本市（訴訟において洲本市を代表する者は、洲本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。